

日バス協業第155号

令和3年4月8日

各都道府県バス協会 会長 殿

公益社団法人 日本バス協会

会 長 三 澤 憲 一

地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通バリア解消促進等事業（自動車））に関する運用方針の改正について

平素より当協会の運営につきましては、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件について、添付のとおり国土交通省自動車局旅客課長より通知がありましたので、貴バス協会傘下会員事業者にご周知くださいますようお願いいたします。

（お問い合わせ先）

公益社団法人日本バス協会

業務部 稲田・松浦

TEL : 03-3216-4014